

明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の目的

子ども・子育て支援法等の一部改正及び国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定方法等が変更になるため、本市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援納付金について

① 子ども・子育て支援金制度

令和6年12月に「こども未来戦略<加速化プラン>」が閣議決定され、子ども・子育て政策の給付拡充を図ることとなり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されました。

この給付拡充にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

② 子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収

子ども・子育て支援金制度の創設にあたり、「子ども・子育て支援納付金」が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されます。支援納付金は、医療保険者が保険料とあわせて賦課・徴収することとなります。（全国規模で、R8:0.6兆円、R9:0.8兆円、R10:1兆円）

なお、子どもがいる世帯の保険料が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに係る均等割額は徴収されません。

③ 令和8年度の国民健康保険料

国民健康保険料は、「基礎賦課分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分」の3つの保険料を徴収していますが、令和8年度から、これらに加えて「子ども・子育て支援納付金分」の保険料を徴収します。

なお、子ども・子育て支援納付金分の保険料については、兵庫県が示す標準保険料率を参考に設定します。

	基礎賦課分 (医療分)	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分
所得割	6.96%	2.67%	2.55%	0.28%
均等割	30,330円	12,400円	12,880円	被保険者均等割 1,240円 18歳以上均等割 40円
平等割	20,520円	8,670円	6,620円	840円

※ 「基礎賦課分（医療分）」、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金分」の保険料は、令和7年度と同額に据え置きます。

(2) 賦課限度額の引き上げについて

政令の上限額に合わせて、基礎賦課分（医療分）の賦課限度額を引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を設定します。

	基礎賦課分 （医療分）	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合計
現行	66万円	26万円	17万円	—	109万円
改正案	<u>67万円</u>	26万円	17万円	<u>3万円</u>	<u>113万円</u>
引上額	+1万円	—	—	+3万円	+4万円

3 施行期日

令和8年4月1日